

グループホームかたばたの里・津幡福老園ご利用案内

河北郡津幡町潟端つ5番地8 TEL：076-289-0725

【ご持参いただくもの】

- ・ 診断書（認知症）
- ・ 医療保険証・介護保険者証・介護保険負担割合証・衣類・寝具・洗面用具等・紙おむつ紙パンツ、パッド等（こちらでご用意も可能です。）
- ・ ご利用者様が必要とする馴染みのもの（写真・本・ハンドブック等）
- ・ 居室を飾るもの・趣味のもの

※福祉用具の斡旋も行っております。

※ベットや畳のご希望はお申し出下さい。

□ 1ヶ月当り（1割）利用料

□ 1ヶ月当りの利用料の内訳

月額30日（11.1%含）		介護保険制度 1割（1日）	医療連携体制 加算（1日）	サービス提供 体制強化加算 （1日）	介護職員処 遇改善加算	食材費 （1日）	家賃（月額）
要支援2	¥94,864						
要介護1	¥96,297						
要介護2	¥97,464	¥743	—	¥6	11.1%	¥780	¥46,500
要介護3	¥98,264	¥747	¥39	¥6	11.1%	¥780	¥46,500
要介護4	¥98,797	¥782	¥39	¥6	11.1%	¥780	¥46,500
要介護5	¥99,330	¥806	¥39	¥6	11.1%	¥780	¥46,500
		¥822	¥39	¥6	11.1%	¥780	¥46,500
		¥838	¥39	¥6	11.1%	¥780	¥46,500

【他の加算】

- ・ 初期加算として最初の30日に限り、1日当たり30円の加算があります。
- ・ 介護職員処遇改善加算として月額30日に11.1%の加算があります。

【光熱水費】 上記金額には光熱水費、電化製品使用料は含まれております。

【実費】 医療機関（訪問看護含む）、歯科医療機関及び通院に要する費用は実費になります。
理容・美容代、おむつ代、特別な嗜好品、その他個人的な費用は実費になります。

【介護報酬改正】 上記金額は介護報酬改正があった場合、準じて変更になります。
介護保険負担割合証により、利用料の内訳に変更があります。